

富士吉田市農業委員会 令和8年3月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年3月26日(木)

2 招集場所 東別館 大会議室

3 出席委員 (12名)

会長 佐藤 万吉 (第3番)

第2番 小俣 創 第4番 小俣 俊子 第5番 小野 利壹

第6番 渡邊 和英 第7番 遠山 まさの 第8番 渡邊 孝治

第9番 宮下 師貴 第10番 権正 常夫 第11番 羽田 善行

第12番 勝俣 道明 第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。
眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第1番 藤井 與三郎、第13番 志村 金三

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて

第七 議案第5号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時4分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、藤井 與三郎委員、志村 金三委員より欠席の連絡を受けております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。遠山克二委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第 2 番 小俣 創 委員 第 4 番 小俣 俊子 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 5 分休憩）

（午後 2 時 7 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、第1委員会の受理番号3の32号については取り下げられておりますのでご報告いたします。それでは第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の33号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の33号の申請地は、カインズホーム富士吉田の南東約170mに位置しております。申請地では、水稻を栽培するそうです。以上により、この権利移動については許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の31号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のす

べてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の31号の申請地はリサイクルセンター黒田の北約210mに位置しております。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の30号につきましては、申請人が賃貸住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地で許可相当と考えます。

受理番号4の31号につきましては、申請人が長屋住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地で、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,270㎡ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の30号の申請地は、ブックスカトーの南東約110mに位置しております。

受理番号4の31号の申請地は、第四保育園の南東約110mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の99号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の99号の申請地は、市営熊穴団地の東約140mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑

がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の100号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長(渡邊 和英 君)

第2委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の100号の申請地は、山梨中央銀行明見支店の東約240mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。

必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の104号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアで、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の104号の申請地は、スーパー綿半の西約100mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

申請について、持ち分が72分の27となっているが、ここはどうなっていますか。

○ 事務局

持ち分の残る所有者から、本件について同意書が取られた上で申請がされております。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の103号につきましては、申請人が住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。

受理番号5の105号につきましては、申請人が駐車場として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。ご審議をお願い

いたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の103号の申請地は、大明見小室浅間神社の北西約250mに位置しております。始末書によりますと、申請地は昭和56年から住宅敷地の一部として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の105号の申請地は、元第二保育園の東約760mに位置しております。始末書によりますと、申請地は20年以上前から来客用駐車場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の105号について、個人の駐車場ですか。

○ 事務局

ペンションの駐車場です。

○ 委員

追認の申請であり、本件は4条による申請、その後5条による申請で許可する案件ではないのか。

○ 事務局

農転は、農地法の4条申請か5条申請、どちらかでしか申請ができません。

今回は5条の申請となります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の102号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の102号の申請地は、向原富士浅間神社の北約150mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の101号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現

地を確認しました。受理番号5の101号の申請地は、寿会館の西約160mに位置しており、資材置場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の7件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。

第4委員会の競・公売適格証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第4号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号7の1号につきましては、営農を開始するための競売の適格証明願いであり、願出人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の規定による権利の取得者として、適格であるものと考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で願出人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

受理番号7の1号の申請地は、大明見小室浅間神社の東約560mに位置し、現在は休耕地となっております。願出人は、農地を取得した際は、父母と共に家族所有のトラクター等を使い営農する予定であり、適格者と判断してよろしいと考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号の農地法第3条の規定による競・公売適格証明願申請の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、18件です。筆数累計は21筆、面積は18,869㎡です。

9件が農用地の利用を継続する案件で、9件が新規に利用する案件ですが、そのうち1件は認定農業者の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の順守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず第1委員会からお願いします。

○ 第1委員会推進委員（小俣 俊子 君）

番号9と13と14について、第1委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号9の農地は、市立病院の東約110mに位置しており、野菜の栽培を行う予定です。

番号13及び番号14の農地は、福福上吉田店の北西約220mに位置しており、野菜の栽培を行う予定です。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第4委員会からお願いします。

○ 第4委員会推進委員（加々美 和也 君）

番号1と11について、第4委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、旧第二保育園の南東約300mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

次に、番号11の農地は、旧第二保育園の南東約570mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第5委員会からお願いします。

○ 第5委員会推進委員（梶原 久 君）

番号12と16と18について、第5委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号12の農地は、明見コミュニティセンターの北約280mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

次に、番号16及び18の農地は、明見湖の北西約120mに位置しており、マコモの栽培を行う予定です。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第6号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の14号及び15号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の14号及び15号の申請地は、第五保育園の南東約270mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年3月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時55分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年3月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 創

委 員 小俣 俊子